

令和8年度

いじめ防止基本方針

高山学園
つくば市立島名小学校

島名小学校いじめ防止基本方針

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「つくば市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」を照らし合わせ、いじめの防止等をするため、「島名小学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）を策定いたしました。

今後、この「学校の基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、社会総がかりでいじめの根絶に向けて真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いいたします。

◎ いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

（１）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、教職員、家庭、地域が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

（２）いじめの禁止

「いじめを行ってはならない」の遵守の徹底を図る。（法第4条）

（３）教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の６点を全職員が認識して取り組む。

ア いじめはどの子供にも起こりうるものであり、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうることを認識する。

イ いじめの未然防止のために、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

ウ いじめは大人が気付きにくい形で行われることが多いため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

エ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該児童に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。

オ 「いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び、いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、「重大事態」ととらえ、すみやかに調査を開始する。（いじめ防止対策推進法より）

(4) 保護者の責務の周知 (茨城県いじめ根絶を目指す条例・第9条)

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることを自覚し、いじめの防止等について自ら学ぶとともに、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう務めるものとする。」ことの積極的周知を図る。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の4つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| 1 <u>日常的・継続的な生徒指導の徹底</u> | 2 <u>未然防止への取組の徹底</u> |
| 3 <u>早期発見・対応への取組の徹底</u> | 4 <u>重大な事案発生時の取り組みの徹底</u> |
| 5 <u>教員研修の充実の徹底</u> | |

I 日常的・継続的な生徒指導の徹底

学級経営の充実

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合える学級をつくる。
- ・児童の自発的、自治的活動を推進し、主体的で活気のある学級集団づくりを進めるとともに、規律を大切にする意識を育む。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。教職員も含めた人権意識に配慮した言葉遣いへの指導が重要となる。

授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己肯定感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童が生き生きと活動できる授業を保障する。

道徳科の指導の充実

- ・いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

学級活動の工夫

- ・話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・構成的グループエンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

学校行事の運営

- ・児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

児童会活動の充実

- ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。（代表委員主体のいじめ防止の活動の企画運営を行う。）

家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、面談や電話連絡、家庭教育学級等において、いじめに関する情報を発信・共有していく。

2 未然防止への取り組みの徹底

いじめ防止教育

- ・なかよし月間や、いじめをなくそう集会を通して、いじめとは何か、どんなことがいじめなのかなど児童が理解したことを実際に目標をもって行動していくことができるようにする。

SOS の出し方と相談体制

- ・「SOS の出し方」について学級の時間や道徳の授業を通して、児童が困った際に誰に、どう相談すればよいかを具体的に示し、困ったときには児童自ら、教職員、養護教諭、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)、保護者等に児童がSOSを伝えられるようにする。

情報モラル教育

- ・インターネットやSNS利用に関する情報モラル教育を推進し、発信の責任や他者への配慮を理解させ安全な利用を促進していく。

薬物乱用防止と非行防止教育

- ・外部機関と連携し、薬物乱用の危険性や有害性を正しく理解させ、薬物乱用をしないという強い意志を育成し、児童社会のルールや規範を理解し、非行に走らないための規範意識を育む。

人権教育

- ・児童が「人権」を正しく理解し、互いの人権を尊重する心を育み、日常生活の中で人権を大切にする態度や行動を身に付けさせる。

性的マイノリティ教育

- ・性的マイノリティに対する理解を深め、偏見や差別をなくし、児童が安心して自分らしく生活できる環境づくりを行う。

自殺予防と生教育

- ・生きているだけで価値があること、大切に思われ支えられている存在であることに気付かせ悩みを一人で抱え込まず、命を大切にしていける心を育む。

3 早期発見・対応への取り組みの徹底

複数の教員の目による日常の交流を通じた発見に努める

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して、児童に関わることにより発見の機会を多くする。
- ・休み時間や授業が空いている時間に校内巡回を行う。
- ・SCやSSWに、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。

アンケート等の調査を計画的に行う

- ・「学校生活アンケート」を毎月行う。
- ・アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはSC、SSW等の専門的な立場からも助言を得る。

「先生あのね」の機能を利用した悩み相談機能を活用する

- ・児童から端末による24時間「先生あのね」の機能で悩み相談を受け付ける。
- ・担任以外の教員にも悩みを相談できるようにし、児童の困りごとを早期解決できるようにしていく。

心の健康観察「こころチェック」を活用する

- ・児童が毎朝現在の自分の心の状態をアプリケーションに記録していく。結果を閲覧し、児童のSOSにいち早く教員が気づけるようにする。言葉で伝えることが苦手な児童でも気持ちを表現しやすい環境をつくる。

QU検査の実施

- ・学校生活における児童の意欲や不満度、学級集団の状態を測定することで、友達関係や集団における不安を把握し、より良い学級経営の参考とする。

職員間の情報共有の場を設定での終会の活用

- ・毎週末に打ち合わせを行い、気になる児童を全体で把握し全職員で対応する。

教育相談による打ち合わせ

- ・担任による定期的な面談を実施する。
- ・児童の希望や教育相談が必要と思われる場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等)でも相談できることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するためにできるだけ詳細に情報を得るようにする。

校内支援チームの設置

- ・校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭で構成する。
- ・毎月の学校生活アンケート実施後に、各学年の担任を含め生徒指導部会を開催する。
- ・緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時に開く。

4 重大な事案発生時の取り組みの徹底

いじめ対策委員会の実施

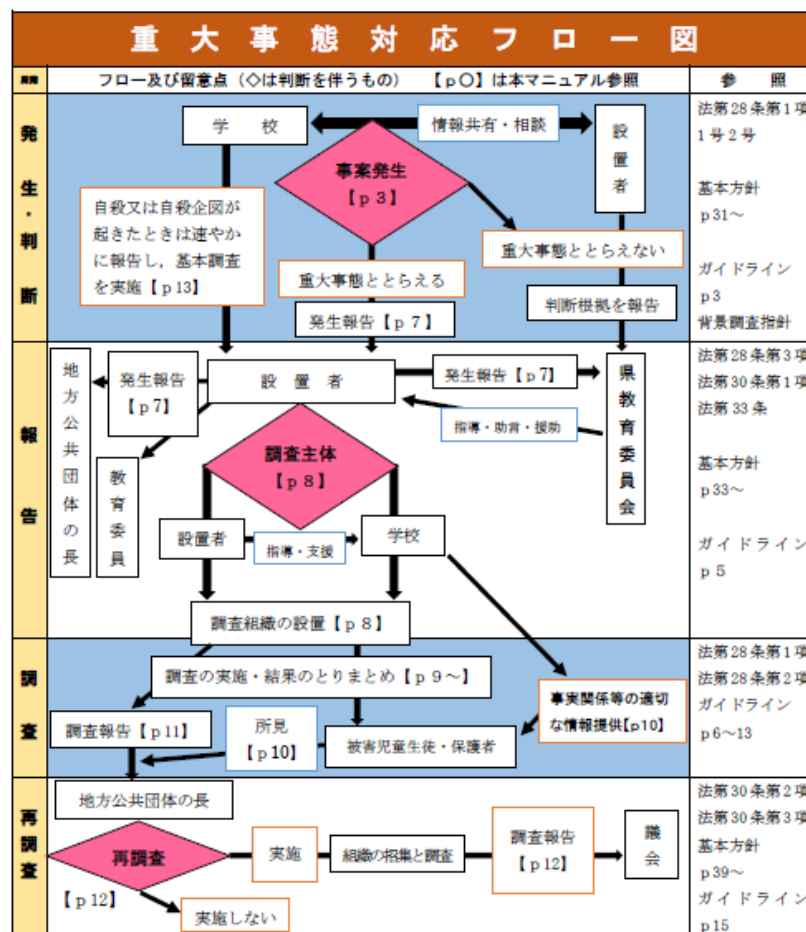
(1) 重大事態について ※法、基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義される。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。〈法第28条第1項第1号〉（「生命心身財産重大事態」という）
- ・いじめにより当該学年に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。〈法第28条第1項第2号〉（「不登校重大事態」という）

※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。〈基本方針 P32、ガイドライン P4〉

(2) 重大事態への対応

- ① 発生報告 : 重大事態が発生した旨をつくば市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 対策組織 : 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 調査 : 上記組織を中心に、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う
- ④ 情報提供 : 上記調査結果については、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
(その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえ対応する)
- ⑤ 調査結果報告 : 調査結果について、つくば市教育委員会へ報告する。希望により被害児童又はその保護者の所見をまとめた文書を添付する。



※ 市町村教育委員会から県教育委員会への報告は、「調査」「再調査」の各段階においても適時行うものとする。

「いじめの重大事態対応マニュアル」茨城県教育委員会 より

(3) 外部機関との連携

- ・警察、病院、フリースクール、児童相談所、教育委員会、NPO等の関係機関等外部機関との連携を密にし、協働で課題対応を行う。

5 教職研修の徹底

(1) 知識・理解を深める研修

- ・いじめの定義と法的背景：文部科学省の定義、いじめ防止対策推進法、学校の義務など、いじめに関する基本的な知識を再確認する。
- ・いじめの現状と多様性：近年増加しているSNSやオンラインゲームを介したネットいじめ、見えにくい無視や仲間外しなどのいじめについて、具体的な事例を共有しながら理解を深める。
- ・いじめの構造と傍観者の心理：いじめを「加害者」「被害者」「観衆（傍観者）」の3つの役割から捉え、特に傍観者がいじめを助長する可能性や、傍観者への働きかけについて考える。

(2) 早期発見・対応の実践的な研修

- ・いじめの兆候チェックリスト：子どもの身体的・精神的変化（不登校、登校渋り、体調不良など）、友人関係の変化、持ち物の紛失など、いじめの兆候に気づくための具体的なチェックポイントを共有する。
- ・いじめの相談を受けた際の初期対応について、教員同士ロールプレイを行い、被害児童・保護者、加害児童・保護者役を演じ、適切な言葉かけや対応の仕方を練習する。

(3) 組織的な対応力を高める研修

- ・情報共有の徹底：いじめの兆候に関する情報を担任一人で抱え込まず、学年主任、養護教諭、管理職など、学校全体で共有するための仕組み（情報交換ノート、チェックシートなど）について確認・改善する。
- ・いじめ対策組織の役割：「学校いじめ対策組織」の役割や、いじめが起きた際の対応フローを再確認し、組織的な対応を円滑に進めるための方法を話し合う。
- ・他機関との連携：警察、児童相談所、スクールカウンセラーなど、いじめの解決に関わる外部機関との連携の重要性と具体的な方法を学ぶ。

○ 早期解消への取組（いじめ発見から解決までの取り組み）

1 いじめの情報の把握・いじめの発見

発見者 ⇒ 担任 ⇒ 学年主任 ⇒ 生徒指導主事・特別支援コーディネーター
 管理職（校長・教頭）

2 対応組織の編成

校長の命により、教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任
 特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・養護教諭等事案に応じて柔軟に編成

3 対応方針決定・役割分担

(1) 情報の整理

・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童の特徴

(2) 対応方針

・緊急度の確認（自殺、不登校、暴行などの危険度）
 ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

具体的な対応についての配慮事項

① 事実の究明 【被害者 → 周囲の子ども → 加害者 の順で】

○いじめられている子どもや、周囲の児童からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯を配慮する。

○安心して話せるように、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないように注意を払う。

○聴取を終えた後は、当該児童を自宅へ送り届け、教師が保護者に直接説明を行う。

×いじめられている子といじめている子を同じ場所で事情を聴くこと。

×注意、叱責、説教だけで終わること。

×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

×ただ単に謝ることだけで終わらせること。

×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

④ 関係機関との連携

○市教育委員会・相談センターと対応方針の相談

○警察⇒暴行傷害、恐喝等の事件発生の場合

○医療機関⇒被害者の心身の外傷への対応

② 被害者への対応

○共感的に事実を聴き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。

○自己肯定感の喪失につながらないよう、児童のよさや優れている点を認め、励ます。

○いじめている側の児童との今後のかかわり合い方等で、行動の仕方を具体的に伝える。

○経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に継続的に努める。

○自己肯定感を回復できるような支援を継続する。

×「君にも原因がある」や「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

③ 加害者への対応

○いじめを行った背景を理解しつつ、行為に対しては毅然と指導し、反省させる。

○話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。

○被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず、自分が加害者であることの自覚をもたせる。

○面談や教職員との交流を続けていき、成長やよさを認めていく。

※複数の教員で協力し、状況によって行して対応することも重要

⑤ 他の児童への対応

○いじめは学級や学年等の集団全体の問題として、教職員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

○いじめの事実を告げることとは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。

○いじめを絶対に許さない集団づくりに向けて話し合わせる等、活動を支援する。

保護者への対応 <被害者の保護者>

○家庭訪問を行い、事実を正確に伝え、徹底して児童を守り、支援していくことと対応方針を具体的に伝える。

○いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者へ連絡を避けることを依頼する。

○対応の経過を伝え、理解と協力を得る。<加害者の保護者>

○家庭訪問を行い事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実を確認する。

◎ 島名小学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、事案に関わる担当職員、（SC、SSW、校内フリースクール支援員）

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること

ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること

エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること

オ いじめの相談窓口として相談を受けること

カ 教職員研修の企画、立案に関すること

キ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること

(5) 委員会は校長が招集する。

(6) 委員会は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度「臨時会」とし招集する。

(7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

◎ 取組の評価及び検証

学校は、いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果をつくば市教育委員会並びに保護者・地域に報告する。

国のガイドライン改訂に伴う見直し（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン）（平成29年3月）

◎ いじめ対策担当の設置と業務

- ・ いじめ問題解決支援の教員が担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・ いじめ対策委員会の運営と会議結果の会議結果の全職員への周知を行う。
- ・ いじめの問題に関わる校内研修を推進する。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部機関との連絡調整を行う。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・ 学園で情報交換を定期的に行う。

生徒指導に関する年間指導計画

月	教職員の活動			児童の活動		
	対策委員会 ★生徒指導主事	校内研修	教育相談等	学級活動	児童会活動	その他
4	全体計画の検討 いじめの認知 ★SOS の出し方研修	○いじめに対する共通理解 ○校内フリースクールに関する共通理解	○アンケート実施 ○保護者との面談	○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり ○SOS の出し方研修 ○ソーシャルスキルトレーニング、グループワークの実施		○情報モラル教育
5	いじめの認知	○配慮を要する児童名簿作成	○アンケート実施	○話し合い「学級の諸問題について」		
6	いじめの認知	○教育相談、ピアサポートについて	○アンケート実施			
7	いじめの認知	○二者面談について	○アンケート実施 ○保護者との面談	○夏休みの生活		
8	学園いじめ対策会議					
9	いじめの認知		○アンケート実施 ○1 学期相談内容のまとめ	○SOS の出し方研修	○いじめをなくそう集会 ○いじめをなくそうなかよし集会	
10	学校評価を受けての対策の点検 いじめの認知		○アンケート実施	○行事を通じた人間関係づくり	○反省と次回に向けての計画修正	
11	いじめの認知		○アンケート実施	○人権教室		
12	いじめの認知	○ピアサポート活動の共通理解	○アンケート実施			
1	いじめの認知		○アンケート実施			
2	いじめの認知		○アンケート実施			
3	○評価と次年度計画のまとめ いじめの認知	○評価と次年度の課題	○アンケート実施 ○相談内容のまとめ	○フォーラム後の振り返り ○SOS の出し方研修	○反省と次年度計画	○評価と次年度計画